

「町田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について

## 1 主旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を一層推進するため、2025年6月に「公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、2026年4月1日から施行されることになりました。これに伴い、町田市教育委員会は、教育職員の業務量の適切な管理と健康及び福祉を確保するための措置を実施する計画を策定・公表することが義務付けられました。そのため、2026年1月に「町田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定いたしました。

## 2 計画期間

2026年度から2028年度（3カ年）

## 3 目標

分類	項目	現状値 (2024年度)	目標値 (2028年度)
業務量管理	1年間における1ヵ月の平均時間外在校等時間を30時間以内にする	32時間37分	30時間00分
	1ヵ月の時間外在校等時間が80時間を超えている割合を0%にする	2.8%	0.0%
健康確保	仕事と生活の調和がとれていると回答した教育職員の割合を60%以上にする	52.0%	60.0%

## 4 実施する取組の内容

文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」を中心として、教員の働き方や健康確保に関する取組について、町田市教育プラン24-28にて既に取り組んでいる施策も含め記載しています。また、本計画は、取組の着実な実行を図るため、毎年度ホームページで公表するとともに、総合教育会議において報告いたします。

町田市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

2026年1月

町田市教育委員会

## 目次

1. 計画の目的及び現状	1
2. 計画の期間	1
3. 目標	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 計画のフォローアップについて	5
6. 参考資料	6

# 1. 計画の目的及び現状

## (1) 計画の目的

町田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「本計画」という。）は、教育職員の業務の縮減と適正化を進め、ライフワークバランスを確立し、教育職員がいきいきと子どもに向き合うことができる環境づくりを行うことで、町田市における教育の質の維持及び向上を図ることを目的とする。

## (2) 町田市教育委員会の現状

町田市教育委員会（以下「本市」という。）では、2023年度までは「町田市立小・中学校における働き方改革プラン」、2024年度以降は「町田市教育プラン24-28」において、教育職員の働き方改革に関する施策を定め、教育職員の時間外在校等時間の縮減に取り組んでいる。

こうした取組により、2024年度において、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりであった。

### 【2024年度 時間外在校等時間の状況】

	1人当たり月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	31時間23分	28.4%	2.2%
中学校	33時間51分	36.8%	3.9%
小中合計	32時間37分	31.3%	2.8%

2025年3月末時点

時間外在校等時間が月45時間を超える割合は小中学校をあわせて31.3%であった。教育職員の業務は、授業準備に加え、各種報告書の作成や校務分掌による業務、部活動指導等により、日常的に業務負担が大きくなっているため、人的措置の拡充や部活動の地域連携・地域展開等を行うことにより、教育職員の業務に、教育の質向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定する。

# 2. 計画の期間

本計画の計画期間は、2026年度から2028年度の3年間とする。

### 3. 目標

#### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1年間における1カ月の平均時間外在校等時間を30時間以内にする。【2024年度：およそ32時間37分】
- イ 1カ月の時間外在校等時間が80時間を超えている割合を0%にする。【2024年度：2.8%】

#### (2) ワーク・ライフ・バランスに関する目標

- ア 仕事と生活の調和がとれていると回答した教育職員の割合（町田市立小・中学校における働き方改革の取り組みに関するアンケート）を60.0%以上にする。【2024年度：52.0%】

#### (参考) 年度ごとの目標値

項目	現状値 (2024年度)	2026年度	2027年度	2028年度
1年間における1カ月の平均時間外在校等時間を30時間以内にする	32時間37分	31時間44分	30時間52分	30時間00分
1カ月の時間外在校等時間が80時間を超えている割合を0%にする	2.8%	1.9%	1.0%	0.0%
仕事と生活の調和がとれていると回答した教育職員の割合を60%以上にする	52.0%	54.7%	57.4%	60.0%

### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

#### (1) 「業務の3分類」等を踏まえた業務の見直し

##### ア 学校以外が担うべき業務

- ・学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理は、公会計化し教育委員会が徴収・管理を行う。
- ・地域学校協働支援本部の中心として、地域人材との連絡調整を行うボランティアコーディネーターを配置する。

- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等に対して、法的な側面から指導・助言を行い、学校の問題解決を支援するスクールロイヤーを活用する。
- ・登校時間前に学校に到着した児童の安全を見守るための見守り員を配置する。

#### イ 教育職員以外が積極的に参画すべき業務

- ・教育委員会から学校へ依頼する調査や通知等について、内容を精査し、調査方法の簡素化や合理化を図る。
- ・副校長を補佐し、調査・報告、サービス管理、施設管理などを行う副校長補佐を配置する。
- ・ICT機器やネットワーク設備の日常的な保守・管理は、民間事業者に委託する。
- ・民間のプール施設を利用することや近隣の学校のプールを共同利用することで、教育職員へのプール管理に係る負担を減らす。
- ・学校の校舎の開錠・施錠は外部へ委託する。
- ・小学校に、授業補助や休み時間における見守りなどを行うエデュケーション・アシスタントを配置する。
- ・新年度の始まりである4・5月に、小学校第一学年の各学級に生活指導補助者を配置する。
- ・トイレの清掃については外部に委託し、日常的な清掃は回数や範囲等の合理化を推進する。
- ・土日を含む部活動において、部活動指導員や地域の多様な人材を活用するなど、地域連携・地域展開を推進する。

#### ウ 教育職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・授業準備の補助（教材の印刷等）を行うスクール・サポート・スタッフを配置する。
- ・教育職員用タブレット端末を活用し、校務支援システムやサービス管理システムを利用できる環境を整えることで校務の負担軽減を図る。
- ・授業や授業準備を効率的に行うことができるように、大型提示装置やデジタル教科書を配備する。
- ・市内の実践事例やデジタルコンテンツを掲載した町田市教育用ポータルサイトを運営する。
- ・学習評価や成績処理の補助的業務（採点作業など）について、採点ソフトを導入する。
- ・学校行事について、教育的な意義や働き方改革の視点から精選・効率化のための見直しを行う。
- ・身辺介助や安全配慮等の支援が必要な児童生徒の支援を行う特別支援教育支援員を配置する。
- ・心理の専門家であるスクールカウンセラーを、原則中学校に2日、小学校に1日配置する。

- ・ 社会福祉制度や地域福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、関係機関や関係者と連携して児童生徒の課題解決に取り組める体制を構築する。

#### エ その他の取組

- ・ 出退勤時刻を管理する「出退勤管理システム」を活用し、教育職員一人一人の在校等時間を客観的に把握する。
- ・ 勤務時間外の電話については、音声案内を活用する。

### (2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1ヵ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して、産業医による面接指導等を実施する。
- ・ 在籍する職員数が50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 学校閉庁日を設定する。

### (3) 学校における措置の推進

学校において以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 部活動を担当する教育職員や生徒の心身の健康を確保するために部活動休養日を設定する。
- ・ 学校が作成する学校経営方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に係る内容を盛り込む。
- ・ 働き方改革の項目を盛り込んだ学校経営方針に基づいて学校経営計画・学校評価報告書を作成し、次年度に学校運営協議会から評価を受けることとする。
- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合（10時間以上）は、指導体制に見合うものか精査する。

### (4) 取り組むにあたっての留意事項

取り組むにあたっての留意事項は、以下のとおりとする。

- ・ 本計画に定める目標達成のために、授業など教育課程内の学校教育活動で真に必要なものをおろそかにすることや、実際の時間と異なる出退勤時間を記録しないこと。
- ・ 在宅勤務型テレワークを除き、自宅等に持ち帰って業務を行わないこと。

## 5. 計画のフォローアップについて

(1) 市内各学校の教育職員の時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムから把握し、教育職員のライフワークバランスに関する目標の達成状況については、本市で実施しているアンケート調査の結果から把握する。

(2) 取組の着実な実行を図るため、毎年度、設定した目標の達成状況を本市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

## 6. 参考資料

(1) 町田市における教育職員の時間外在校等時間※の状況

算出方法：出退勤管理システムから客観的に算出

	月45時間以上の割合	年間360時間以上の割合
2019年度	34.6%	55.0%
2020年度	29.8%	48.4%
2021年度	37.6%	60.3%
2022年度	37.3%	61.5%
2023年度	32.7%	56.5%
2024年度	31.3%	55.3%

※「時間外在校等時間数」は、1週間（土日を含む）において教育職員1人当たり42時間30分（8時間30分×5日）を超える在校等時間数を集計

(2) 仕事と生活の調和がとれていると回答した教育職員の割合

算出方法：毎年年度末に実施している「町田市立小・中学校における働き方改革の取り組みに関するアンケート」より集計

	肯定的な回答をした割合
2019年度	59.1%
2020年度	56.3%
2021年度	51.3%
2022年度	48.9%
2023年度	53.6%
2024年度	52.0%